

福祉生活病院常任委員会資料

(令和7年5月21日)

〔件 名〕

- 鳥取砂丘未来会議の鳥取砂丘ランドデザイン改訂について
(自然共生課)・・・2
- 令和7年度鳥取砂丘ボランティア除草について
(自然共生課)・・・8
- 鳥取県産業廃棄物処理施設設置促進条例に基づく「指定施設」の指定について
(循環型社会推進課)・・・9
- 令和7年度ラムサール条約登録湿地中海・宍道湖一斉清掃の実施について
(水環境保全課)・・・10
- 美容所届出情報に係る故人に関する情報の流出について
(くらしの安心推進課)・・・12
- 県営住宅の家賃算定の誤りについて
(住宅政策課)・・・13

生 活 環 境 部

鳥取砂丘未来会議の鳥取砂丘ランドデザイン改訂について

令和 7 年 5 月 21 日
自然共生社会局自然共生課

鳥取砂丘未来会議（松原雄平会長（鳥取大学名誉教授））に、「鳥取砂丘ランドデザインワーキンググループ」（田村正弘座長（一般社団法人麒麟のまち観光局））を設置し、3回開催した会合での意見及び関係者からの意見をもとに、この度鳥取砂丘ランドデザインの改訂案を作成したので、その概要を報告します。

1 鳥取砂丘ランドデザイン改訂の背景と改訂案のポイント

（１）改訂の背景

現行の鳥取砂丘ランドデザイン（平成 22 年策定）に、「概ね 10 年程度の期間を想定した取組の方向づけを整理」と記載していることや、鳥取砂丘の以下のような現状をふまえ、全面改訂するもの。

- ・ 東側：砂の美術館、ビジターセンターの開館
- ・ 西側：フィールドハウス、ヤマタ鳥取砂丘ステーション、SANDBOX TOTTORI の開館
- ・ 砂丘全体：アフターコロナによるインバウンド需要の拡大、新たなアクティビティの誕生、外来植物の侵入や海岸浸食に起因した県民・観光客等の環境意識の高まりなど

（２）改訂案のポイント

① 鳥取砂丘の目指す姿

現行ランドデザインの「鳥取砂丘の残していきたい姿」について、将来に向かった姿勢を明確にし、より発展的な目標とするため、表現を「鳥取砂丘の目指す姿」とした。

現 行	改訂案
【鳥取砂丘の残していきたい姿】 砂丘特有の風紋、起伏やスリバチ地形が維持され、自然のサイクルによる「砂の動く生きている砂丘」	【鳥取砂丘の目指す姿】 貴重な海辺の生態系を尊重し、みんなで守り、育てる「砂の動く生きている砂丘」 〔「 <u>自然環境の保全を尊重するゾーン</u> 」と「 <u>利用を推進するゾーン</u> 」を区分 海辺の生態系（砂丘に生きる動植物などの生息環境）を維持しつつ、植生の管理と持続的な除草の取組を推進〕

② 共通課題

4つのエリア（特別保護地区等中央エリア、鳥取砂丘西側エリア、多鯨ヶ池エリア、鳥取砂丘東側エリア）のエリア間や取組の連携強化や砂丘での周遊性・滞在性の向上の必要性について明確に示すものとした。

現 行	改訂案
■滞在時間をさらに増やすための取組を進めます。 ■砂丘にふれあう機会を充実する取組を進めます。 ■引き出しやすくわかりやすい情報の発信を海外も視野に入れて行ないます。 ■鳥取砂丘からの景観との調和を考え、県民の理解と協力のもと、鳥取砂丘や地域景観に配慮した良好な景観形成を推進します。	■ <u>周遊性・滞在性の向上</u> ■ <u>既存施設とアクティビティの体験コンテンツの磨き上げと連携強化</u> ■インバウンドを視野に入れた引き出しやすくわかりやすい情報発信 ■様々な人々の理解と協力のもと、鳥取砂丘の自然環境・生態系の保全・再生、良好な景観形成及びこれらに配慮した利活用

③ 4つのエリアの特徴や取組の方向性

各エリアの構想・計画等の進捗を踏まえ、特徴や取組の方向性を各エリアに設定した。

エリア名・エリアの位置づけ	概 要
○特別保護地区等中央エリア ～保全・再生と利用の好循環により砂丘の魅力発 見に繋げるメインエリア～	・現行の保全・再生を主体とした取組方針「砂が動 く砂丘の再生」に加えて、「砂にふれあう体験の創 造」を追加。 ⇒保護と利用のバランスを考慮したゾーニングを 適切に行ったうえで、持続的な除草の取組及び 利活用（ガイドツアーや様々なアクティビティ の創出）を進める。
○鳥取砂丘西側エリア ～学びと遊びを通して鳥取砂丘を深く知る滞在型 観光の拠点～	・新たに整備された拠点施設や滞在型施設などとア クティビティなどの体験コンテンツの連携を推 進し、滞在時間拡大や満足度向上に繋げる方向性 を明確化。
○多鯉ヶ池エリア ～廻り楽しみ、水に親しむ緑豊かな水公園～	・カヤックやSUPなどの水面でのアクティビティ や手作りいかだレースなどの地元団体が主体で 実施する地域活性化の取組など積極的な利活用 を推進し、砂丘の魅力向上や来訪者獲得に繋げる 方向性を明確化。
○鳥取砂丘東側エリア ～砂丘のメインエントランスと福部砂丘一帯の滞 在・周遊促進エリア～	・砂丘商店街などの観光メインエリアに加え、福部 砂丘一帯の新たな利活用の可能性を見据えた検 討を進める方向性を追加。

④ その他

- ・各エリア共通の取組事例として、「鳥取砂丘とトレイルツーリズム・サイクルツーリズム」の概要、「民間活力による新たな魅力発信」として『「日本一のすなば」魅力まるごと事業』の概要を新たに掲載。
- ・コラムとして「鳥取砂丘の特徴と魅力」「除草活動の意義」「除草した草の活用」などを新たに掲載。

2 今後のスケジュール（予定）

- 5月下旬 グランドデザイン（改訂案）のパブリックコメント実施
- 7月上旬 ワーキンググループ会議（WGとしての最終案確定）
- 7月下旬 鳥取砂丘未来会議総会（グランドデザインの承認）

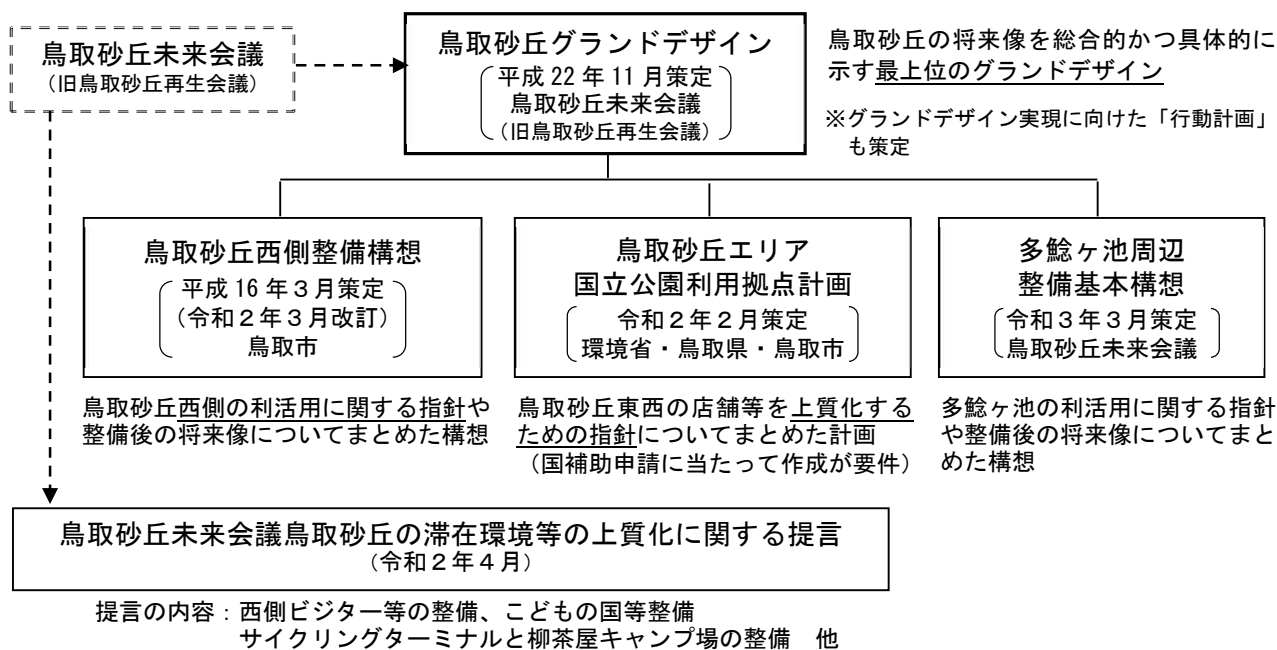
鳥取砂丘グランドデザイン(改訂案)概要版

■現状と取り巻く状況の変化等

1 現 状

- ・地元・関係事業者、大学、行政で構成する「鳥取砂丘再生会議」が平成 21 年に発足し、100 年後を見据えた長期的な視点で「鳥取砂丘グランドデザイン」を平成 22 年に策定。ここで示された砂丘の将来像を目指して砂丘周辺の整備や様々な取組が進められてきた。
- ・平成 30 年度に新たに活動団体や広域的団体（観光・経済）を仲間に加え改組された「鳥取砂丘未来会議」の議論を踏まえ、令和 2 年から 3 年にかけて観光振興等を目的としたエリアごとの構想や計画が策定・改訂され、これらに基づく施設の整備も行われている。

【鳥取砂丘グランドデザインと関連する計画】



2 取り巻く状況の変化等

- ・来訪者数は、アフターコロナにおいて回復基調にある。
- ・インバウンド需要の拡大や個人旅行者の増加に加え、体験型アクティビティ需要の増加など来訪者の形態やニーズも変化している。

(1) 環境意識の高まり

- ・外来植物の侵入や海岸の浸食、県民等の環境意識の変化など、鳥取砂丘を取り巻く環境は大きく変化している。
- ・県民との協働により平成 16 年から開始したボランティア除草は、企業や団体などにもその活動が広がりを見せている。
- ・次世代を担う子どもたちに自然保護を学ぶ場を提供し、県内外の学校による鳥取砂丘への訪問を促進することも必要で、ガイドツアーやアクティビティ、除草ボランティアを通じて、観光客等が砂丘について理解を深め、その魅力を発見することが大切である。

(2) 観光動態の潮流

- ・旅行スタイルが団体型から個人型へと変化している。
- ・個人旅行の増加に伴い、観光ニーズも多様化しており、砂丘周辺でのアクティビティやガイドツアーの充実が求められている。
- ・宿泊や長期滞在が可能な体験メニューの展開などの充実が必要である。
- ・インバウンド対応として、ガイド育成や通信環境の整備などを推進することも大切である。

(3) 世界ジオパークネットワーク加盟による地域活性化の動き

- ・山陰海岸ジオパークは、平成 22 年に世界ジオパークネットワークに加盟し、平成 26 年、31 年、令和 6 年に再認定された。
- ・ジオパークトレイルには多鯨ヶ池自然探勝路など砂丘周辺の歩道も組み込まれている。
- ・鳥取砂丘ビジターセンターでは、海と大地の自然館やジオパーク推進協議会とも連携し、イベントや企画展を開催したり、訪問する児童生徒へジオパークの魅力を紹介するなど、ジオパークの教育的機能も担っている。今後も、地域資源を再認識する教育やジオツーリズム等の地域社会につなげていく多くの取組を、世界を視野に入れた取組へと進化させていくことが必要である。

(4) 大交流時代の到来

- ・高速道路網のミッシングリンクが解消されつつあり、近畿圏など県外との陸路での往来がしやすくなった。
- ・米子空港を発着する国際定期路線やチャーター便は東アジアを中心に拡大する傾向が続いており、インバウンド需要の回復傾向と併せて、今後も鳥取県への来訪者の拡大が期待されている。
- ・空港や駅等からのアクセス手段の拡充や周辺観光地からの案内・誘導により、効果的に鳥取砂丘へ多くの観光客を呼び込むことが重要である。

■鳥取砂丘グランドデザイン

1 基本方針

- ・平成22年に策定した鳥取砂丘グランドデザインは、100年後を見据え、鳥取砂丘の中心部や浜坂から岩戸までの4つのエリアの目標及び全エリアに共通する目標を提示し、概ね10年間の期間を想定し取組の方向づけを整理、提言し、砂丘を活かしたイベントの支援やビジターセンターの整備などを進めることにより、多くの人への魅力発信や受け入れ環境の向上に繋がってきた。
- ・このたび改訂するグランドデザインでは、砂丘を取り巻く環境の変化に対応しつつ、更なる取組の推進・検討を行うことにより、鳥取砂丘の一層の魅力向上を図り、「何度でも来たくなる砂丘」の実現を目指す。

2 鳥取砂丘の目指す姿

- ・従前のグランドデザインでは、「鳥取砂丘の残していきたい姿」を『砂丘特有の風紋、起伏やスリバチ地形が維持され、自然のサイクルによる「砂の動く生きている砂丘」』とし、取組を進めてきた。
- ・今回の改訂においては、将来に向かっての姿勢を明確にし、より発展的な目標とするため、目標の表現を「鳥取砂丘の目指す姿」と変えた上で『貴重な海辺の生態系を尊重し、みんなで守り、育てる「砂の動く生きている砂丘」』とした。
- ・鳥取砂丘ビジターセンターや鳥取砂丘フィールドハウスといった砂丘東西の拠点施設や滞在型複合施設・ヤマタ鳥取砂丘ステーションの整備、新たな観光資源となる様々なアクティビティの誕生など、4つの各エリアにおける利用環境の改善や滞在環境の整備が進んでおり、今後はその整備された環境をより効果的に機能させ来訪者の滞在時間拡大に繋げていくことが重要で、併せて関係機関が連携し鳥取砂丘及び周辺エリアの周遊や駐車場の確保、交通渋滞対策等に向けた環境の整備を行うことにより、交通の利便性向上や来訪者の新たな動線の創出を図り、周辺エリアを含めた活性化を図ることも大切な取組となる。
- ・インバウンド需要に対応するために、多言語による情報発信を充実させることで外国人旅行者への魅力発信強化や更なる来訪者獲得に繋げていくことが求められる。
- ・鳥取砂丘各エリアの取組の推進を図りながら、点ではなく、線や面の展開となるように各取組を連携させ、広がりを持たせることが求められる。

貴重な海辺の生態系を尊重し、みんなで守り、育てる「砂の動く生きている砂丘」

特別保護地区等中央エリア ～保全・再生と利用の好循環により砂丘の魅力発見に繋げるメインエリア～

■砂の動く砂丘の再生と砂にふれあう体験の創造

- ・「自然環境の保全を尊重するゾーン」と「利用を推進するゾーン」を区分し、海辺の生態系（砂丘に生きている動植物などの生息環境）を維持しつつ、植生の管理と持続的な除草の取組及び利活用を推進
- ・「利用を推進するゾーン」では、アクティビティやガイドツアーなど砂丘の魅力を体感できるコンテンツを展開
- ・自然の砂の動きと砂丘の成因の解明
- ・自然のサイクルを考慮した砂丘の育成と保全

■砂丘のもつ多様な価値、魅力の発信

- ・ジオサイトとしての保全と利活用
- ・保全再生の必要性を理解し、進んで活動する人材の育成

■砂丘景観の改善の推進

- ・砂丘の保全・再生と、人間活動とのバランスを考慮したうえで、適切な強度・手法での除草等を継続

共通課題

- 様々な人々の理解と協力のもと、鳥取砂丘の自然環境・生態系の保全・再生、良好な景観形成及びこれらに配慮した利活用
- 既存施設とアクティビティにおける体験コンテンツの磨き上げと連携強化
- 周遊性・滞在性の向上
- インバウンドを視野に入れた引き出しやすくわかりやすい情報発信

鳥取砂丘西側エリア

～学びと遊びを通して鳥取砂丘を深く知る滞在型観光の拠点～

■砂丘の楽しさを体感しながら、歴史、文芸、環境を学ぶ取組を推進

- ・鳥取砂丘フィールドハウス、滞在型複合施設などの拠点施設の機能を活かしたガイドツアーやアクティビティなどの推進

■飛砂防備保安林のあり方の検討

- ・保安林機能を適切に保全しながら、景観改善を図るとともに、レクリエーション等への活用を検討

多鯨ヶ池エリア

～廻り楽しみ、水に親しむ緑豊かな水公園～

■観光客に多鯨ヶ池をアピールする取組の推進

- ・多鯨ヶ池周辺の眺望改善・環境保全と人を呼び込む取組
- ・多鯨ヶ池エリアの新たな利活用方策の検討

■学術的な調査研究の取組による魅力向上

- ・特別保護地区と一体的な地学的解明
- ・多鯨ヶ池及び周辺の生態的な調査

鳥取砂丘東側エリア

～砂丘のメインエントランスと福部砂丘一帯の滞在・周遊促進エリア～

■自然景観と調和のとれた商業施設エリアの形成

■福部砂丘一帯の多様な資源を活用した滞在性・周遊性を高める取組の推進

- ・らっきょう畑の眺望・景観の保全及び活用
- ・民間活力等によるオアシス広場、砂丘東側唯一の日帰り温泉・温水プール、奥行きのある砂浜等の活用



(1) 特別保護地区等中央エリア

～保全・再生と利用の好循環により砂丘の魅力発見に繋げるメインエリア～

取組の方向性
① 砂が動く砂丘を再生するとともに砂とふれあう体験を創造します。 ・「自然環境の保全を尊重するゾーン」と「利用を推進するゾーン」を区分し、海浜の生態系（砂丘に生きている動植物の生息環境）を維持しつつ、植生の管理と持続的な除草の取組及び利活用を進めます。 ・「利用を推進するゾーン」では、アクティビティやガイドツアーなど砂丘の魅力を体感できるコンテンツを展開していきます。 ・自然の砂の動きと砂丘の成因を解明します。 ・自然のサイクルを考慮した砂丘の育成と保全に取り組めます。
② 「砂丘のもつ多様な価値、魅力」をしっかりと伝えていきます。 ・ジオサイトとしての保全と利活用に取り組めます。 ・保全再生の必要性を理解し、進んで活動する人材を育てます。
③ 砂丘景観の改善を進めます。 ・砂丘の保全・再生と、周辺の日常生活や観光産業に与える影響、飛砂防備保安林のあり方など、人間活動とのバランスを考慮しながら、慎重に取り組んでいきます。

(2) 鳥取砂丘西側エリア

～学びと遊びを通して鳥取砂丘を深く知る滞在型観光の拠点～

取組の方向性
① 砂丘の楽しさを体感しながら、地域資源（文学的、歴史的資源）を学ぶ取組を進めます。 ・地域資源を発掘・整理し、学校や教育機関と連携して砂丘を楽しむ機会や場の提供を進めます。
② アクティビティ等の体験や環境・自然学習を連携させた取組を進めます。 ・フィールドハウスを拠点とした環境・自然学習と周辺施設やアクティビティ等と連携した取組を進めます。
③ 砂丘の固有環境を活かした研究拠点との連携を進めます。 ・乾燥地研究センターやルナテラスと連携し、砂丘を活用した研究の意義の理解を深める取組を進めます。
④ 飛砂防備保安林のあり方を検討していきます。 ・砂の動く砂丘や、景観・眺望の観点から保安林のあり方を検討します。 ・レクリエーション等への保安林の活用方策について検討します。

(3) 多鯨ヶ池エリア

～廻り楽しみ、水に親しむ緑豊かな水公園～

取組の方向性
① 観光客に多鯨ヶ池をアピールする取組を行います。 ・多鯨ヶ池周辺の眺望改善・環境保全と人を呼び込む取組を行います。 ・多鯨ヶ池エリアの新たな利活用方策の検討を進めます。
② 学術的な調査研究に取り組み、魅力を高めます。 ・特別保護地区等中央エリアと一体として地学的な解明に取り組めます。 ・多鯨ヶ池及び周辺の生態的な調査に取り組めます。

(4) 鳥取砂丘東側エリア

～砂丘のメインエントランスと福部砂丘一帯の滞在・周遊促進エリア～

取組の方向性
① 自然景観と調和のとれた商業施設エリアの形成に取り組めます。
② 鳥取砂丘のメインエントランスに相応しい多言語対応などユニバーサルデザインに配慮した取組を進めます。
③ 「砂丘のもつ多様な価値、楽しみ方」をしっかりと伝えていきます。
④ 地域の素材を活かした取組を進めます。
⑤ らっきょう畑の眺望、景観を保全しながら、活用を図ります。
⑥ 充実した機能を活かし、オアシス広場や海水浴場等のエリア内の資源の連携により、ビーチスポーツ、マリナクティビティ、集客イベントなどの滞在性・周遊性をさらに高める取組を進めます。

(その他)

- ・各エリア共通の取組事例として、「鳥取砂丘とトレイルツーリズム・サイクルツーリズム」の概要、「民間活力による新たな魅力発信」として『「日本一のすなば」魅力まるごと事業』の概要を新たに掲載。
- ・コラムとして「鳥取砂丘の特徴と魅力」「除草活動の意義」「除草した草の活用」などを新たに掲載。

令和7年度鳥取砂丘ボランティア除草について

令和7年5月21日
自然共生社会局自然共生課

地元団体や行政等で構成する鳥取砂丘未来会議では、平成16年度から鳥取砂丘の景観を維持・保全するため、県民の参画を得ながら継続してボランティア除草に取り組んでいます。

については、今年度のボランティア除草の実施計画の概要を報告します。

1 除草期間

(1) ボランティア夕方除草

5月30日(金)～7月4日(金)の金曜日 午後6時～7時30分

(2) ボランティア早朝除草

7月12日(土)～9月7日(日)の土・日曜日 午前6時～7時30分
(但し、8月16日(土)、17日(日)は中断)

(3) その他

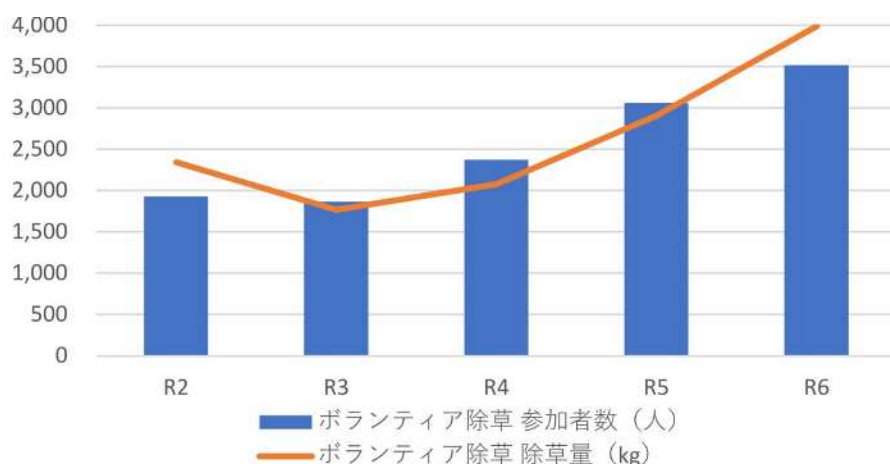
4月から11月までの間に、以下の除草活動を随時受付

- ・企業・団体除草
- ・教育旅行、課外活動等における除草
- ・アダプト除草（県民が里親となってボランティアで一定の区域を除草する制度）

(参加団体：18団体、7個人)

アサヒコンサルタント(株)、(株)アスコ、積水ハウス(株)鳥取支店グループ、大山日ノ丸証券(株)、鳥取中央ロータリークラブ、国立大学法人鳥取大学、東洋交通施設(株)、鳥取ローターアクトクラブ、日本海テレビジョン放送(株)、(株)山陰合同銀行、(株)ジャパンディスプレイ鳥取工場、リコーインダストリアルソリューションズ(株)、スマイル塾、公立鳥取環境大学学生EMS委員会、鳥取部品(株)、NTT西日本鳥取グループ、鳥取市、鳥取県

2 除草活動の実績（過去5年）



年 度	ボランティア除草		委託による除草
	参加者数 (人)	除草量 (kg)	除草量 (kg)
R 2	1, 9 2 9	2, 3 3 9	
R 3	1, 8 6 6	1, 7 6 8	1, 9 2 0
R 4	2, 3 7 3	2, 0 7 5	
R 5	3, 0 5 7	2, 9 0 4	
R 6	3, 5 1 5	3, 9 9 0	

(注) R2～R3年度の参加者数の減少は、猛暑や新型コロナウイルス感染症拡大により、一部除草を控えたことによる。R3年度は、ボランティア除草で対応ができなかった範囲を業務委託による除草作業で補填した。

鳥取県産業廃棄物処理施設設置促進条例に基づく「指定施設」の指定について

令和7年5月21日
自然共生社会局循環型社会推進課

(公財) 鳥取県環境管理事業センター（以下「センター」という。）からの鳥取県産業廃棄物処理施設設置促進条例（以下「設置促進条例」という。）に基づく指定施設の指定の申出に対し、指定施設として指定したので、その概要を報告します。

1 指定施設の指定

- ・令和6年11月18日付けで廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物処理施設設置許可を受けた産業廃棄物管理型最終処分場について、令和7年4月18日にセンターから指定申出書が県に提出された。
- ・県は、当該処分場が指定要件を満たしていることを確認したため、指定施設に指定し、5月13日付けの県公報で公表した。

＜設置促進条例第3条に規定される指定施設の指定要件＞

- (1) 主として県内で発生した産業廃棄物を処理するもので、専ら特定の事業者が排出する産業廃棄物を処理するものでないこと。
- (2) 鳥取県産業廃棄物処理計画に定める産業廃棄物の処理必要量を処理するために必要な範囲内のものであること。
- (3) 知事が別に定める産業廃棄物処理施設の構造に関する指針に適合する構造のものであること。
- (4) 地域住民によって組織された団体(知事が適当と認めるものに限る。)の代表者、対象地域に係る市町村の長又は知事(以下「住民代表者等」という。)との間で、産業廃棄物処理施設の運営状況の監視及び当該監視に要する費用の負担について、協定を締結していること。

2 今後の予定

指定施設の設置者であるセンターから、地域住民の要望を反映させた周辺整備計画協議書（以下「計画」という。）が県に提出されれば、計画の内容について確認し、同意した計画の事業に「産業廃棄物処理施設周辺整備事業交付金」を交付する。

令和7年度ラムサール条約登録湿地中海・宍道湖一斉清掃の実施について

令和7年5月21日

自然共生社会水環境保全課

6月8日(日)に、中海・宍道湖沿岸5市において、19回目となる中海・宍道湖一斉清掃を実施するため、その概要を報告します。

1 概要

中海・宍道湖一斉清掃は、ラムサール条約湿地登録(H17.11.18)を契機に、平成18年度から毎年6月の環境月間に合わせ、鳥取・島根両県連携事業として実施している。

なお、今年度は中海・宍道湖がラムサール条約湿地に登録されてから20年を迎える節目の年であること等から、これまで以上に「賢明利用(ワイズユース)」の意識醸成を図り促進していくため、世界湖沼の日制定イベント(8月)、島根県と連携した20周年記念シンポジウム(11月)を実施する予定である。

※世界湖沼の日とは

湖沼と関連する生態系の維持・保全・再生を目的とした国際デーのことで、2024年の国際連合総会でインドネシアをはじめとする74カ国により共同提案され、8/27を世界湖沼の日とすることが決議された。今年が採択されてから初めての年となる。

(1) 一斉清掃

湖沼	自治体	主な実施場所及び時間
中海	米子市	8時30分～9時45分 湊山公園親水護岸
	境港市	8時30分～9時30分 西工業団地 北・西側湖岸
	安来市	7時30分～10時00分 安来港、中海ふれあい公園ほか
	松江市	7時30分～8時30分 【八束区域】大海崎堤防道路北側沿岸周辺 【東出雲区域】意東海岸周辺 【本庄区域】本庄水辺の楽校周辺 【美保関区域】森山堤防沿岸
宍道湖		7時30分～8時30分 白湯公園から県立美術館・夕日スポットまでの湖岸周辺 【宍道区域】昭和新田、昭和、白石ほか各自治会地区内 【玉湯区域】湯町東灘、湯町西灘、柳井灘、布志名灘、本郷灘周辺
	出雲市	7時00分～8時00分 【斐川地域】宍道湖西岸なぎさ公園、斐川なぎさ公園、新建川周辺 8時00分～9時00分 【平田地域】湖遊館周辺

(2) 開始式〔沿岸5市で持ち回り(R7年度主催:鳥取県、米子市)〕

時 間	午前8時30分から9時45分まで(清掃活動を含む)
場 所	湊山公園(米子市西町)
出席者 (予定)	主催者 鳥取県知事、米子市長、国土交通省出雲河川事務所長 来賓 日本海テレビジョン放送株式会社代表取締役社長、NPO 法人中海再生プロジェクト理事長
内 容	①主催者あいさつ等 ②清掃活動

2 主催等

○主催 鳥取県、島根県、米子市、境港市、安来市、松江市、出雲市

国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所、中海・宍道湖・大山圏城市長会、宍道湖水環境改善協議会

○協賛 中海漁業協同組合、宍道湖漁業協同組合、鳥取県漁業協同組合境港支所、米子市漁業協同組合

○後援 農林水産省中国四国農政局

＜参考＞ 過年度の実績

年度	開始式会場	参加者(全体)	ゴミの量(全体)
R6	斐川なぎさ公園(出雲市)	4,606 人	11t
R5	西工業団地(境港市)	7,033 人	11.4t
R4	島田干拓地(安来市)	6,048 人	11.65t
R3	コロナ禍により開始式中止、清掃のみ実施	908 人	0.99t

美容所届出情報に係る故人に関する情報の流出について

令和 7 年 5 月 21 日
くらしの安心局くらしの安心推進課

事業者の提供依頼に応じて、理容所・美容所の新規開設及び廃業リストを電子メールで送信した内容に特定の故人を識別することができる情報(以下「故人に関する情報」という。)が含まれていました。

今後同様の事案が起きないように再発防止策を講じて、故人に関する情報も含めた個人情報等の適切な管理に努めます。

記

1 判明した日時

5 月 14 日 (水) 午前 8 時 30 分頃

2 情報流出の概要

(事業者からの依頼内容) 県中部・西部管内で令和 7 年 4 月に新規で営業許可を取得した施設及び廃業した理容所・美容所一覧

(当課の対応) 当該事業者が電子メールで提供したデータに故人に関する情報の記載があったもの。

3 情報が流出した期間

- | | |
|-----------------------------|----------------------------|
| ・ 5 月 13 日 (火) 午後 6 時頃 | 事業者が電子データを送信 |
| ・ 5 月 14 日 (水) 午前 8 時 30 分頃 | 課内職員が送信内容に故人に関する情報を含むことを確認 |
| 同日 午前 9 時 30 分頃 | 当該事業者が経緯を説明し電子データの削除を依頼 |
| 同日 午後 1 時頃 | 電子データの削除を確認 |

4 流出した情報等

廃業した美容所の開設者 (個人事業主・故人) の住所 1 か所

5 発生原因

流出する情報に個人情報等が含まれていないか課内での確認が不十分であった。

6 対応状況

- ・ 事業者に対して、送信した電子メールの削除を依頼し、その削除及び二次流失がなかったことを確認した。
- ・ 故人に関する情報が流出した 1 名に対しては、御遺族に今回の経緯の説明と謝罪を行った。

7 再発防止策

事業者へ提供するデータを集約する様式を個人法人等の欄を設けるなど見直し、課内でのチェック体制を強化徹底する。

(参考)

1 鳥取県における保有死者情報の保護

死者に関する情報は、個人情報の保護に関する法律 (個人情報保護法) で保護対象とされる「個人情報」には当たりませんが、鳥取県では、鳥取県個人情報保護条例において「死者情報は、死者の尊厳が社会の基礎であるとの見地から、社会通念に照らし慎重に取り扱わなければならない」(同条例第 3 条) とする理念の下、死者に関する情報の取扱いについては、生存する個人に関する情報の取扱いの例によるものとしています (同条例第 7 条)。

2 美容所情報の提供の取扱い

美容所の設置 (新設、変更、廃止) に関しては、美容師法に基づき、県において届出を受けており、依頼があった場合には情報の提供を行っています。

県営住宅の家賃算定の誤りについて

令和7年5月21日
くらしの安心局住宅政策課

令和7年度分の県営住宅の家賃算定に誤りがあり、過大または過少の家賃を徴収していることが判明しました。
過大徴収分については、速やかに返還することとし、過少徴収分は遡及による追加徴収しないこととしましたので、報告します。また、今後同様の事案が起きないよう再発防止策を講じ、適切な事務処理に努めます。

1 概要

(1) 家賃算定の誤り

令和7年度分の家賃算定に誤りがあり、4月分について、過大または過少の家賃等を徴収していることが判明。

＜家賃算定の誤りが判明した県営住宅＞ 2団地、2戸

区分	内訳		誤りの概要
	団地数	戸数	
過大徴収	1団地	1戸	昨年度は家族2人の一般世帯で、収入超過者として割増家賃となっていた。今年度から2人とも60歳以上となり「高齢者世帯」となったことで、収入月額が180千円であるが収入超過者ではなくなるところ、収入超過者として過大に家賃を徴収していた。
過少徴収	1団地	1戸	母親に障がいがあり「障がい者世帯」であったが、母親の死亡により、令和7年度から一般世帯となった。収入月額が162千円であるため、収入超過者として割増家賃となるところ、収入超過者としての家賃算定ができず過小徴収となっていた。

〔参考：家賃算定の取扱〕

- ・世帯属性や収入に応じて毎年度家賃が決定される。
- ・収入が以下の基準月額を超えると収入超過者として割増家賃となる。

基準月額：高齢者、障がい者等の裁量世帯の場合は「214千円」、それ以外の一般世帯は「158千円」

＜誤りの額等＞

・過大徴収していた額

	誤った額(月額)	正しい額(月額)	差額(月額)
家賃及び駐車場代	57,600円	38,800円	△18,800円

・過少徴収していた額

	誤った額(月額)	正しい額(月額)	差額(月額)
家賃及び駐車場代	36,200円	59,300円	23,100円

(2) 誤りの原因

- ・家賃算定するための電算システムへのデータを取り込む手順に誤りがあった。
- ・電算システムで処理された家賃計算結果の確認が不十分だった。

2 これまでの経緯

5月1日	・入居者からの問合せで過大徴収となっている住戸があることが判明。 ・他の世帯でも同様の誤りがないか緊急点検を実施したところ、過少徴収となっている住戸があることも判明。
5月2日	過大徴収分と過少徴収分の該当の入居者に対し謝罪し、今後の対応等について説明。
～5月16日	・電算システムへ取り込んだ収入等のデータと家賃決定通知書の整合性について紙ベースで調査を行うとともにシステム的な問題の有無についても確認を行った。 ・電算システム処理の履歴の確認を行った。
5月16日	誤算定の原因及び最終調査結果が判明

3 今後の対応

- ・過大徴収分については、令和7年4月分から正当な家賃に改定し、過大徴収額を速やかに返納する。
- ・過少徴収分については、令和7年5月分から正当な家賃に改正する。

4 再発防止策

- ・本庁においては、家賃計算の事務フローに基づく処理の徹底及び電算システムのデータ取り込み時において複数の職員による点検を実施。
- ・地方機関においては、システム取り込み後の帳票データ確認について、チェック部分を明確にした上で複数の職員による点検を実施。